

令和6年第1回定例会会議録（第8号）

令和6年3月25日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
総務部長	柏木正義	企画戦略部長	安部政信
観光・産業部長	日置伸夫	公営事業部長	上田亨
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	大野高之	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	白石修三
消防長	浜崎仁孝	教育部長	古本昭彦
上下水道局長	松屋益治郎	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知

○議会議務局出席者

局 長	河野伸久	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	松尾麻里	主査	佐藤雅俊
主事	定宗隆一郎	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第8号）

令和6年3月25日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各常任委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第50号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議第51号 別府市税条例の一部改正について
- 第 3 議第52号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
議第53号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 4 報告第1号 市長専決処分について
- 第 5 議員提出議案第1号 別府市議会委員会条例及び別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
議員提出議案第2号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書
議員提出議案第3号 地方自治体における請負契約に関する法律改正と法解釈の拡大を了とする通達を求める意見書
- 第 6 議員派遣の件
- 第 7 議会運営委員会委員の選任

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第7（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 8 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する予算決算特別委員会の審査の経過及び結果について、委員長から報告を願います。

（予算決算特別委員会委員長・吉富英三郎登壇）

○予算決算特別委員会委員長（吉富英三郎） 予算決算特別委員会は、去る 3 月 5 日の本会議において付託を受けました「議第 7 号令和 6 年度別府市一般会計予算」など、予算議案 9 件及び、「議第 19 号別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」など、条例議案 6 件の計 15 議案について、3 月 12 日から 14 日の 3 日間 にわたり、委員会を開会し、会派代表者質疑及び個人質疑において慎重な審査を行いましたので、当委員会での意見と審査結果について、御報告をいたします。

初めに、「議第 7 号令和 6 年度別府市一般会計予算」についてです。

まず、歳入予算において、主要な自主財源である市税については、観光客の回復等に伴い、入湯税は増加見込みであるものの、国の総合経済対策による個人市民税定額減税の影響や固定資産税の評価替えなどにより、全体で対前年度比マイナス 0.8%、約 1 億 2,000 万円の減収であるとの説明がなされました。

一方で、令和 3 年度に公表された別府市財政収支の中期見通しでの「市税収入額 137 億 9,700 万円」と比較すると、コロナ禍の影響もありますが、8 億 5,500 万円の増額となっています。令和 6 年度予算は、コロナ 5 類移行後初めての予算計上ではありますが、昨今の物価高騰も踏まえ、常に事業の費用対効果を勘案しながら予算執行を行っていただくよう願います。

次に、普通地方交付税については、国の地方財政対策を踏まえ、令和 6 年度は 103 億 1,000 万円を計上しており、対前年度比 1.9%の減となっています。いわゆる依存財源である地方交付税の動向については、財政当局は今後も社会情勢の変化なども予測しながら、引き続き注視をしていただくよう要望いたします。

また、市債については、交付税措置がある有利な起債の活用を過去の議会・委員会でも提言してきましたが、令和 6 年度は、市債を財源としている事業が、全部で 31 事業あるうち、交付税措置等のある市債を発行する事業が、全体の約 75%を占める 23 事業あることについては、これを評価いたします。

続いて、歳出に関することです。

まず、人件費において、退職年齢の引上げや、人口減少、職務の多様化等を踏まえた適正な人員配置を行い、計画的な新規職員採用を行っていただくようお願いするとともに、引き続き、業務に対する職員適正配置についての調査研究をお願いするものです。

また、民生費においては、生活扶助費が 65 億円、自立支援給付費が 47 億円、保育所入所費が 35 億円となっており、中でも生活保護費は、人口に占める割合が県下でも高い水準にあることから、生活保護者の自立に向けた事業展開やレセプト点検の精度向上が必要であり、適切な人員配置を求めます。

次に、公債費については、令和 6 年度の地方債残高が 404 億円と増加をしていますが、総合計画や公共施設マネジメントなどの各種計画にはない「緊急的な支出」もあり得るため、中長期的な視野を持って計画実施することが必要です。公債費の増加が、将来、市の財政運営に与える影響を意識し、常に緊張感を持って適切な管理を行っていただくよう要望いたします。

次に、基金についてです。

入湯税の超過課税分 2 億 500 万円を別府市観光みらい創造基金へ、競輪事業収入など

2億円をべつぷ未来共創基金に積み立てるなどの説明がなされましたが、令和6年度は、それぞれ観光振興や温泉資源の保護、新図書館等建設事業や、市制100周年記念事業等の財源とするなど、基金全体で約38億円を取り崩し、繰入れを行っています。基金の取崩しに当たっては、財政目標である財政調整用基金50億円以上を確保し、長期にわたって持続可能な財政運営に努めることを求めます。

さらに、歳出全般における事業委託等の事業者等の選定方法については、公平性・経済性・適正履行の確保に努め、客観性のある選定、及び選定の経過が分かるような取組を要望いたします。

続いて、歳出における個別事業についてです。

防犯・暴力絶滅対策に要する経費、見守りカメラ設置委託料については、不審者・変質者の出没による声かけ事例の報告がなされたことを受け、小中学校の通学路を中心に防犯カメラ50台の設置を計画されたものであるとの説明がなされました。

また、消防指令業務共同運用に要する経費では、大分県域での指令業務の共同運用が開始されることにより、消防隊員の日常業務の軽減、大規模災害時における県内の被害状況の迅速な情報共有が可能になる旨の説明がなされました。これらの事業の取組及び効果については、大いに期待をいたします。

次に、地域生活支援に要する経費のうち、ゆるスポーツFirst take事業・温泉効能トラッキング事業・障がい者シェアアート事業、及びその他都市公園整備に要する経費のうち、実相寺中央公園インクルーシブ広場基本計画策定委託料においては、ともに生きる条例に定められた、障がいのある人もない人も、全ての人が社会の一員として幸せや喜びを享受できる別府市を目指す大きな一歩であると評価いたします。障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して安全に暮らすことができる共生社会の実現に向け、多くの市民の皆さんが参加できるよう、積極的な周知に努めていただくよう要望いたします。

次に、介護人材確保、育成支援に要する経費では、各種貸付事業の対象範囲が広がることについては一定の評価をするものの、介護保険制度を維持していくためには、介護人材の確保は急務であり、人件費の上昇につながるよう、さらなる支援を要望します。

また、若者を対象とした中高生の国際交流のための海外派遣事業や登校支援に要する経費などでは、継続的な支援を望む意見が出されたほか、スポーツ振興関係では、ラグビー以外のスポーツ活動への支援拡大を望む意見等が挙げられました。

その他、「議第15号令和6年度別府市競輪事業会計予算」について、地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行することでの変更点や事業計画に関することなどに対する質疑がなされました。

以上15件の議案に対し、委員の様々な意見・要望がなされた次第です。

採決におきましては、「議第8号令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計予算」、「議第11号令和6年度別府市介護保険事業特別会計予算」及び「議第26号令和6年度別府市介護保険条例の一部改正について」の3件については、一部の委員から反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、「議第7号」、「議第9号」及び「議第10号」、「議第12号」から「議第15号」までの7件の予算議案、「議第19号」から「議第21号」、「議第25号」、「議第28号」の5件の条例議案を合わせた12議案につきましては、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、当局におかれましては、今後とも「決算認定審査意見書」及び委員長報告を尊重した予算編成、予算執行を心がけるとともに、持続可能な財政運営のため、経常収支比率の改善、基金残高の増額を目指し、適正な予算計上を行うことを求めます。

また、決算審査と予算審議の循環性を高め、予算審議の充実を図るため、令和7年度の

予算審議における説明資料では、「決算認定審査意見書」に対する取組及び審議に必要と認められる資料の提供、並びに今後とも議会に対する丁寧な説明の実施と議会審議の充実への協力を要望するものであります。

多様化する社会への対応や頻発する大規模災害など、市政運営は、今後ますます難しい局面を迎えることが予想されますが、100年先を見据え、「議会」と「執行部」が、互いの役割を自覚・尊重し、適度な距離を保ちつつ議論することで、効果的な行政運営が行われ、真の「公共の福祉」の実現、ひいては市民一人一人の幸福につながるものと確信しております。

以上で、当委員会に付託を受けました議案15件に対する意見と審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（9番・美馬恭子登壇）

○9番（美馬恭子） 日本共産党の美馬恭子です。私は今回の予算関連議案で、議第8号別府市国民健康保険事業特別会計、議第11号別府市介護保険事業特別会計、議第26号別府市介護保険条例の一部改正についてに関しての反対討論を行います。

まず、国保会計には、現在基金残高が16億434万円も積み上げられています。別府市の国保世帯数は、全世帯数の27.8%の1万7,400世帯です。1世帯あたりに換算すると9万2,203円の基金があるということになります。これは基金保有残高、大分県では1位となります。

現在、国保に関しては市町村が決める国保料率を都道府県ごとに統一しようとの動きが加速しています。大分県でも国民健康保険運営方針の第2期が策定され、将来的には県内統一の保険税率について検討すべき課題とされています。

しかし、人口減少、少子高齢化、被保険者保険適用拡大に伴い、被保険者数は減少する一方、また1人当たりの医療費は上昇し、保険料も上昇していきます。被保険者1人当たりの所得状況を見ると、全国の被保険者1人当たりの所得より大分県下は約24万円低くなっています。特に、医療施設の多い別府市においては、医療費を抑えることは必至であり、地域医療の再編も大きく視野に入ってきます。今、別府市で国保を支える人々をいかにフォローしていくのかをしっかりと考えるべき時期です。基金に関しては、以前から言っておりますように子どもの均等割を見直すべき時期だと考えます。子育て世代の負担を抑えることが必要です。

次に、介護保険特別会計と議第26号の条例の一部改正についてです。

介護保険会計にも14億1,958万円もの基金が積み上げられています。今回はこの基金から7億円を取り崩し、第8期の5,945円から100円の増額に抑え、6,045円に設定したとされています。非課税世帯では軽減税率により、700円から200円の保険料減額となっています。これに関してはある程度評価できると考えますが、高齢者の50%以上の被保険者は増額となります。保険料徴収率は98.5%、年金が年額18万円以上ある人に関しては、年金から天引きされます。徴収率が高いのも半ば当然と言えるでしょう。65歳以上の高齢者にとって、年金は老後の生活の糧になります。その年金が目減りするばかりで増えない現状の中、介護保険料の増額は考えられません。まして今回の予算案の中では、介護サービスに関する予算は少しは上がっていますが横ばい状況です。

高齢化が進む中、在宅での生活を支え、生き生き健康的な生活を続けることが一番であると言いつつ、サービスの拡充を踏まえた予算がさほど大きくないのが現状です。積み上

げた基金は、未来に向けてのためではなく、今現在生きている市民の皆さんに還元されてこそ生きると思います。市町村が主体となって、一番身近にいる市民の声を聞き、県に国に届けること、特に地方都市は、都市部とは異なる生活環境を整えることこそが、福祉生活には必要だと考えます。国民健康保険事業特別会計にしても、介護保険事業特別会計にしても、発信すべきは地方からです。そこを考えれば、今回の予算に関してはなかなか見えてこない、それが大変残念です。

以上のことを踏まえて、今回の3議題に関する私の反対討論とさせていただきます。

○議長（加藤信康） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第8号令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第11号令和6年度別府市介護保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第26号別府市介護保険条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第7号令和6年度別府市一般会計予算、議第9号令和6年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第10号令和6年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算、議第12号令和6年度別府市後期高齢者医療特別会計予算から議第15号令和6年度別府市競輪事業会計予算まで、議第19号別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてから、議第21号別府市手数料条例の一部改正についてまで、議第25号別府市長寿祝金条例の一部改正について、及び議第28号別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について、以上12件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

以上12件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上12件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2により、議第50号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、及び議第51号別府市税条例の一部改正について、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘） ただいま上程されました議第 50 号及び議第 51 号について、御説明いたします。

議第 50 号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正による補償基礎額が改定されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 51 号別府市税条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律の規定に基づき、条例を改正しようとするものです。

何とぞ慎重審議の上、よろしく願い申し上げます。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 50 号別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、及び議第 51 号別府市税条例の一部改正について、以上 2 件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上 2 件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 により、議第 52 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、及び議第 53 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、以上 2 件を一括上程議案といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘登壇）

○市長（長野恭紘） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 52 号及び議第 53 号は、人権擁護委員として、早崎久砂美氏及び高浦嘉昭氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものです。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第 52 号及び議第 53 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、以上 2 件は、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上2件については原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第4により、報告第1号市長専決処分についての報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿部万寿夫登壇）

○副市長（阿部万寿夫） 御報告いたします。

報告第1号は、公用車による事故ほか1件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

以上、御報告申し上げます。

○議長（加藤信康） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので御了承願います。

次に、日程第5により、議員提出議案第1号別府市議会委員会条例及び別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてから、議員提出議案第3号地方自治体における請負契約に関する法律改正と法解釈の拡大を了とする通達を求める意見書まで、以上3件を一括上程議題といたします。

初めに、議員提出議案第1号別府市議会委員会条例及び別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提出者から提案理由の説明を求めます。

○10番（阿部真一） ただいま上程されました議員提出議案第1号別府市議会委員会条例及び別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の一部改正につきましては、地方公営企業法の適用による競輪事業の設置により、常任委員会の所管事項に公営事業局を加えること等に伴い、条例を改正しようとするものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第1号 別府市議会委員会条例及び別府市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（16番・穴井宏二登壇）

○16番（穴井宏二） 議員提出議案第2号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても、薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用・依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送が2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で、薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な原因薬物において、市販薬は全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と、深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、乱用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取組を求める。

記

- 1 現在、乱用等のおそれがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
 - 2 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と併せて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
 - 3 乱用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
 - 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日 大分県別府市議会

厚生労働大臣、孤独・孤立対策担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（加藤信康） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、

討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第2号若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号地方自治体における請負契約に関する法律改正と法解釈の拡大を了とする通達を求める意見書について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（1番・塩手悠太登壇）

○1番（塩手悠太） 議員提出議案第3号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明と代えさせていただきます。

地方自治体における請負契約に関する法律改正
と法解釈の拡大を了とする通達を求める意見書

近年、私たちの生活は、インターネットをはじめとする情報通信技術の台頭によって効率性が向上し、より高度なものへと変化しております。さらに、AIと呼ばれる人工知能技術を活用した技術発展により、社会全体のデジタル化が急速に進行している状況です。

我が国においては、2021年にデジタル庁が発足し、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化～」を掲げ、国や地方自治体等のあらゆる関係者と連携し、社会全体のデジタル化を推進している状況です。

地方自治体においてはデジタル化の推進により、箱物建設等の有形物を対象とした従来の公共事業整備に加えデジタル化に伴うソフトウェア開発等の無形を対象とした公共事業整備が増加してきており、その件数は今後ますます増えてくると推測されます。しかし、契約の種類と金額を定めている地方自治法第96条第1項第5号に規定する政令で定める基準では、契約の種類を「工事又は製造の請負」と定めており、ソフトウェア開発等の無形の請負契約は、「工事又は製造の請負」に含まれておりません。

そのため、現行の法律では、無形の開発等の請負契約においては執行機関の権限のもと、政令で定める予定価格に関係なく契約締結が可能となります。また、執行機関の裁量で法解釈を拡大させることや地方自治法第96条第2項に基づく条例制定による新たな基準の追加は、行政実例等で否定的な指摘をされているため厳しいというのが現状です。

これらのことにより、一部請負契約において二代表制の下、執行機関への監視機能を担う議会の責務を果たすことが困難となります。したがって、議会として、執行機関が執行する重要な契約において、有効な税金の活用や透明性の確保等の観点から、住民の代表たる議会の意思により適正になされるために、時代背景に合致した法制度や地方自治体の裁量内で法解釈の拡大を可能とさせるよう以下のことを求めます。

記

- 1 地方自治法第96条第1項第5号に規定する政令（地方自治法施行令第121条の2の2）で定める基準の契約の種類における、「工事又は製造の請負」にシステム開発（ソフトウェア等の無形固定資産）を追加すること。
- 2 現行の地方自治法第96条第1項第5号に規定する政令（地方自治法施行令第121条の2の2）で定める基準の契約の種類における「工事又は製造の請負」の解釈にシステム開発（ソフトウェア等の無形固定資産）を含めることを了とする旨を地方自治体に通達すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

大分県別府市議会

内閣総理大臣、総務大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(加藤信康) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第3号地方自治体における請負契約に関する法律改正と法解釈の拡大を了とする通達を求める意見書については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤信康) 起立少数であります。よって、本件については否決されました。

次に、日程第6により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

最後に、日程第7により、議会運営委員会委員の辞任に伴う委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、別府市議会委員会条例第7条第1項の規定により、4番 森裕二議員、7番 小野佳子議員、11番 安部一郎議員、14番 三重忠昭議員、18番 吉富英三郎議員、23番 野口哲男議員、以上6名の方々を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康) 御異議なしと認めます。よって、以上6名の方々を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時51分 再開

○議長(加藤信康) 再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告願います。

(議会運営委員会委員長・吉富英三郎登壇)

○議会運営委員会委員長(吉富英三郎) 議会運営委員会は、休憩中に委員会を開催しましたので、その審査結果について御報告申し上げます。

最初に、正副委員長の互選を行いました。委員長には私、吉富英三郎が、副委員長に

は三重忠昭議員が選任されましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等について協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法等の定めにより、原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は、当然議会の閉会中に処理しなければならないものであるところから、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例・規則等・例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく議会運営委員会の任期中、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上、先ほど開催いたしました議会運営委員会の審査結果についての御報告を申し上げますが、何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長（加藤信康） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例規則等、例規の制定・改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく、議会運営委員会委員の任期中、閉会中の継続審査といたしたいとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの委員長報告のとおり、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項等については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和6年第1回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和6年第1回市議会定例会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会